

【 公 開 用 】

様式第1号（第3条関係）

【附属機関名称】会議概要

会 議 名	足立区成年後見制度審査会（令和4年度第2回）
事 務 局	足立区福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課権利擁護推進係
開催年月日	令和4年 12月9日（金）
開催時間	14時00分 開会 ～ 16時06分 閉会
開催場所	千住庁舎 2階会議室
出席者	<p>（委員） 八杖会長、矢頭副会長、大輪委員、高木委員</p> <p>（職員） 高齢福祉課：宮本課長、笠尾権利擁護推進係長、菊地高齢援護係主査 障がい福祉課：日吉援護担当課長、 小川虐待防止・権利擁護担当係長 甫坂虐待防止・権利擁護担当主任 障がい福祉センター：高橋所長 中央本町地域・保健総合支援課：田口精神保健担当係長 足立区社会福祉協議会：下河邊福祉事業部長、和田地域福祉部長 山本権利擁護センターあだち課長 花本基幹地域包括支援センター包括支援課長</p>
欠席者	<p>福祉管理課：近藤課長 西部福祉課：高野課長 高齢福祉課：檜山高齢援護係長 障がい福祉課：二見障がい施策推進担当係長 中央本町地域・保健総合支援課：田口課長 生活保護指導課：星野適正化推進係長</p>
会議次第	別紙のとおり
資料	
その他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

○宮本課長 定刻になりましたので、ただいまから、令和4年度第2回足立区成年後見制度審査会を開会いたします。冒頭の進行を務めさせていただきます、高齢福祉課長の事務を取り扱っております高齢者施策推進室長の宮本です。よろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しいところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

審議に先立ちまして、資料を確認いたします。本日の資料は、全て一まとめにして席上に配付させていただいております。内訳は次のとおりでございます。1点目、次第。2つ目、名簿。3つ目、席次表。4つ目が議事資料で、1ページから23ページまでございます。

不足している資料がありましたら、事務局がお持ちいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議事のほうに入っていきたいと思いますが、まず、本日の委員数を報告させていただきます。委員定数4名のところ、出席委員数4名で過半数に達しておりますので、条例第6条第2項に基づき、本日の審査会が成立していることを報告させていただきます。

なお、議事録作成のため、本日の審査会は録音させていただきます。御了承ください。

また、発言の際には、最初にお名前を述べてから発言をお願いいたします。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

これ以降の進行は、八杖会長にお願いいたします。

○八杖会長 皆さん、こんにちは。今日は、場所が千住庁舎ということでちょっと新鮮な気持ちで進めたいと思いますので、

どうぞよろしくお願いいたします。この間も、いろいろ動きがたくさんあるようですので、我々も大変楽しみに御報告を伺いたいと思っております。

議事資料はお手元にあります議題が今日は4つございます。順番に進めてまいりたいと思いますので、まず、令和4年度成年後見制度利用促進事業の上半期の実施結果について、御報告をお願いいたします。

○笠尾権利擁護推進係長 高齢福祉課の権利擁護推進係長の笠尾です。資料のほうは、まず、1ページを御覧ください。横版になっていますので、ちょっと回転させていただいて御覧いただきたいのですが。

こちらの表は、第1回目の審査会でも提示させていただきました、年間のスケジュールをまとめた表になってございます。ここまでの状況ですけれども、おおむねこの表のとおり、予定どおり実施できている状況ですけれども、やはり一部コロナの影響で延期、中止になっているものもございません。

目立っている部分としては、一番左端の困難事例検討会。これは、通常だと月1回の開催という予定を当初はしていたのですが、5月とか6月、8月については、1回ではちょっと追いつかないということで、2回ずつ開催という形になっています。後ほど、具体的な数字のところでも御説明差し上げますけれども、それだけ、対象となる案件が、上半期は非常に多く上がっているという状況でございます。

この表の中には、高齢だけじゃなく、知的障がい、精神障がいの表も混ぜて提示させていただきますので、そちらのほうにつきましては、別途、各担当から後ほど説明をさせていただきますと思っています。よろしくお願いいたします。

それではページをめくりまして、2ページです。同じく横版の表でございます。こちらは、令和2年度から4年度の上半期までの区長申立審査会で審査検討した件数の推移ということになっています。大まかに4段の表になっていますが、一番上は高齢者、次が知的障がい者、その次は精神障がい者です。一番下が、その3つの表を合計した全体の表となっています。

年間の合計数は、右から2番目の列です。年合計と書いてある、そちらの欄に表示してございます。例えば、1番上の高齢者の表で御覧いただきますと、合計数が、令和2年度には63件。翌年度は49件。今年度は、まだ上半期しか終わっていませんので、これはそこまでの集計になりますが、32件と表示されています。

一番右の列は、生活保護の受給者の数を示したものです。この表で今の部分でいきますと、高齢者32件の中に、生活保護を受給されている方が5名いらっしゃいましたという見方でございます。

では、一番下の合計の表を御覧いただきたいのですが、合計数、全体の合計としては、令和2年度は74件、翌年度は58件、今年度は上半期までで42件という数字になっています。単純にこの42を2倍するということになると84件となりますので、この数字だけを見る分には、増加傾向にあると言えると考えています。

しかしながら、高齢者の表の中ほどにある上半期の合計という欄があるのですが、その欄を御覧いただきたいのですが、令和2年度は31件、令和3年度は16件、今年度は32件ということで、ここだけ見ると増加したというよりは、元に戻ったという感じです。表全体を見ると分かるのですが、なぜか今言った16件とい

う、令和3年度の上半期のところだけが、がくと数字が落ちたという結果が、この表から見て取れます。

そうは言いましても、先ほど、全体の数は増えていますという御説明をさせていただきましたので、そうしますと増えた数字が、どこから生じたのかと言いますと、これは2段目の知的障がい者と、3段目の精神障がい者のところに、ちょっと差が出ています。

上半期の数だけで同じように比較すると、知的障がいのほうは、令和2年度が4件。それで今年度は7件ですね。4件が7件になったという増え方です。同じく精神障がいのほうを見ると、令和2年度は1件が、今年は3件という形に、上半期ベースですけれども、共に増えている。以上のことから、今年度については、高齢者は例年並みというか、2年前の数字に戻ったという状況ですけれども、知的障がい者と精神障がい者の数が伸びてきているということが、言えるのではないかなと考えています。この表については以上です。

引き続きまして、3ページの表を御覧ください。この3ページの表は、今、申し上げた件数のうち、その話がどこから発見されてきたのかというようなことを、大まかに左側の14分類に分けたものとして集計を取ったものでございます。その件数に対する全体の割合が、どれくらいかということも示しております。今年度については、総数が42件ということで少ないので、直接比べるのはちょっと乱暴かもしれないのですが、全体的な大まかな傾向で見ると、ほぼ横ばいというような状況かと思われれます。あえて特徴を申し上げますと、中ほどの本人とか親族の数については、若干落ちてきているのかなということが読み取

れるのですが、それに比較しまして、その下の介護・障がい施設というものが23.8%ということで、これだけを取ってみると、10.8%、13.8%の流れで、こっちは23.8%ということで、ずっと右肩上がりに伸びてきているなということですね。これは先ほど申し上げた、知的・精神は増えていますよというものの、増えたのを裏づけするような形になっております。この表については、以上です。

引き続きまして、4ページを御覧ください。4ページのほうは、高齢福祉課の権利擁護推進係で、電話とか窓口の対応をしているのですが、その相談者とか、相談の内容の内訳を示した表になっております。これは、今年度からこういう形で統計情報として取っております。

改めて、この上半期を振り返ってみますと、6か月間で110件ということで、思ったよりもちょっと多いというような印象でございます。それで内訳はどうかと思えますと、相談者としては、4分の1に当たるぐらいの数が、後見人さんからのお問合せとか、御相談でした。それに次ぐのは、本人、親族で、この表では別々にカウントしてございますけれども、足すと、これもおよそ25%ぐらいで、本人、親族も後見人さんと同じぐらいの4分の1ぐらいの割合を占めているのかなと考えられます。

下の③の内容の分布状況を見ますと、これは助成制度に関することが、およそ32%で一番多かったです。次いで、成年後見制度の約19%、後見手続14%と続く形になっております。この中に、エンディングノートとか、足立区民後見人に関するお問合わせも受けていました。

こういう状況を、上半期を改めて振り返ってみて、権利擁護推進係としては、一番

この表でお問合せが多いという、現在の助成制度、報酬助成と審判助成、この2つに関する情報の開示が、ちょっと不足しているのかなということもございますので、この辺をホームページで、例えば、Q&Aを載せるとかいう形にして、より情報量の拡大を図っていこうということで、今、ホームページの改善を検討しているところで

す。

以上について、私の上半期の実施状況の説明については終わらせていただきます。

引き続き、権利擁護センターあだちから、説明をさせていただきます。

○山本権利擁護センターあだち課長 権利擁護センターあだちの山本です。お手元資料の5ページ以降、私のほうで説明をさせていただきますと思います。成年後見制度の相談窓口ということで、これは毎年度相談受付状況の統計を取っておりますものの、令和4年度上半期分ということで、資料には出させてはいただいています。

まず、一番上の成年後見制度全般に関する御相談ということでいいますと、9月までで854件ということで、この資料の中にはちょっとございませぬが、昨年度1年間における成年後見制度の相談受付件数というのが、1,570件という数字でしたので、それと比較すると、昨年度から若干微増かなというような状況となっております。

あとは、こちらのほうで申立支援をしたような方なんかの数字は、こちらの表のとおりとなっております。これも昨年とほぼ同等の形となっております。

この中の下から3つ目の相続・遺言というところが、昨年度は132件、年間であったものに対して、今回は上半期でもう既に103件ということで、ここが割と割合としては増えている傾向にあるということ

で、相談が入っている状況です。

2番目の、5ページの一番下のほうにあります、地域福祉権利擁護事業からの成年後見制度への移行件数ということですが、昨年は年間で2件だったものに対して、今年度は上半期で3件が移行しているような状況です。内訳は、後見1件、補佐2件ということでやっています。ちなみに今回、この後見1件というものについては、いずれ区民後見人へのリレーを視野に入れた、法人後見として受任したケースとなっています。

続きまして6ページ以降、行事、研修とか相談会の実施状況について、簡単に御報告をしたいと思います。

相談会の実施ということで、(1)と(2)月に1回2枠設けてまして、弁護士の相談については、毎月の第1火曜日、それから、司法書士の相談会については、第3水曜日ということで、2枠を上限として、毎月実施しているところです。2枠埋まる月もあれば、お申し込みをいただいていたけれども、直前でキャンセルになったということでゼロ件となっている月もあるようなところで、全くないということではなく、その月によって相談は適宜入っているような状況となっています。

それから3番目、これも例年行っておりますリーガル・サポートとの共同開催ということで行いました、成年後見遺言相続無料相談会ということで行いました。今年も24枠、丸々1日かけてお申し込みを満席いただいております、当日は1組キャンセルがあった関係で23組の御参加ということになっています。

次の7ページをおめくりいただきまして、成年後見制度に関する研修会の実施ということで、これも毎年行っておりますケ

アマネジャー向けの研修会を、今年もちょっとコロナの、特に8月の時期はかなり第7波が猛威を振るっていた時期にもなっていましたので、対面ではなく、撮影した動画を視聴いただくという形で実施しております。

それから、親族向けの講座ということで、今年度は、ぱあとなあ東京の方に御協力いただいて、知的障がいのある方のための成年後見制度の活用講座というテーマで、させていただいています。ちょうど昨年度末、成年後見連絡会のほうで、こちらに今回の講師をお願いした伊藤さんに、後見人連絡会の中でもお話しいただいた流れもあって、今回は御親族向けにお話をいただくということで、伊藤さんに全体の講義をしていただきまして、前半の1時間で講義をしていただいた後、残り1時間で、その下に書いてあるお三方の社会福祉士さんに御協力いただいて、個別相談という形で、1枠20分程度なのですけれども、そのまま講義をお聞きいただいて、個別に御相談されたい方は、どうぞお残りくださいということで、御協力いただきながらやりましたということです。

昨年も、この親族向けの講座をやったところだったのですが、昨年はたしか10人ぐらいの御参加だったのですが、今回はテーマが、知的障がいというふうに絞って開催した結果か、そこにピンポイントにいらっしゃる方が結構多くて、中には、まだお子さんが10歳で、将来的にこの制度を活用していこうと考えているのだけれども、まず、どういうものなのか、どういう入り口なのかということを知りたいということで、御参加された方もいらっしゃいました。

5番目につきましては、権利擁護センタ

一への出前講座の依頼だとか、視察対応のケースとなっています。

続きまして、8ページを御覧いただきまして、この6番の窓口職員向け研修の開催については、今後予定している研修ということで、また後ほど、ちょっとお話をしたいと思います。

7番目、後見人連絡会については、昨年度は、先ほども申し上げたとおり知的の障がいをとことこのテーマでやったのですが、今年度1回目については、こちらもばあとなあ東京の社会福祉士の酒入さんという方をお呼びして、精神障がいを持つ方の成年後見制度利用支援についてということで、お話をいただいています。

それから8番目、区民後見人の養成ということで、ごめんなさい、これは令和3年度に公募で、令和4年度から養成開始という形で、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。

昨年度末に公募した結果、対象となる養成者の方が2名の方ということで、その2名の方に対して、今年の8月から、まずは座学研修ということで、全7回、成年後見制度の理念というところから始めて、対象となる方々、制度を利用される方の対象像、それから、後見人の実際の実務についてということで、研修を受講していただいています。今のところ、お二方ともスムーズに順調に受講されていて、この11月からは、地域福祉権利擁護事業の、次の9ページのほうにもあります実務研修、地域福祉養護事業の生活支援員ということで、実務に就いていただいています。

実は、この2名の養成の方のうちのお一人が、もともと生活支援の活動を既になさっている方ということなので、その方については引き続き、もう一方については、新

しく生活支援員としての活動を、この11月から、もう既にお願ひするケースは決まっております、顔合わせの訪問を、今、進めているようなところです。

それから9番目、法人後見監督の受任についてということで、こちらは今年度については、新規で監督開始となったケースはありません。ですが1件、監督終了ということで、今現状では、6件の法人の後見監督ということで、受任をしている状況です。

本来、これも載せたほうがよかったのかなど、法人後見の受任の件数が、ちょっとここには記載が、申し訳ありませんが漏れてしまっているところがあって、法人後見については、昨年度末は3件のところ、今年度、新規で1件受任をいたしまして、今現状は4件受任をしているところです。

もともとお話が出ていた、法人後見支援員という形で、いずれ区民後見人へリレーしていくことを目的とした支援員の活動を、今受任している4件のうち2件、今は進めているところでございます。今、4件の法人後見の受任なのですけれども、この年度末ぐらいにかけて、もう1件、新規で今、受任をしていこうかということで調整は図っているところです。

それから、10番目、区民後見人のメンバーの交流会ということで、今年のまず第1回目、上半期分ということで、他の地域の活動状況を知ろうということで、お隣、墨田区の市民後見人の方と社協の方に来ていただいて、ちょっとほかの地域では、どんな活動をしているのだろうかということで、お話をいただきました。

権利擁護センターの最後のページとして、10ページです。緊急事務管理、これは区長申立のケースにおいて、財産の保全

等と含めた対応が必要なケースに対してやるということで、権利擁護センターで事務管理を行っています。後見人が選任されるまでの事務管理ということで行っていますが、結構、上半期にどっと事務管理の依頼が来まして、4月に4件、6月に6件、7月に5件ということで、後見人さんが選任されるまでの期間限定の支援ということで、させていただいているところです。実績は、表のとおりとなっています。

これも、参考までにとということで、高齢者あんしん生活支援事業、老い支度に関する事業を載せておりますが、これも昨年の新規契約件数は、年間で8件だったところ、上半期で今年度は5件ということで推移をしているところです。

今後の予定のところは、御覧いただければということなのですが、1つ目が年明け1発目ということで、貢献活動メンバーの交流会を予定しています。それから、窓口職員向けの研修ということで、これは、権利擁護センター顧問弁護士の森川先生にお話をいただく予定としています。2月に入って、昨年度はちょっとできなかったのですが、包括職員向けの研修ということで、今、予定をしているところです。ちょっと内容等は、今調整中となっております。今後、年度内はこんな予定を残して権利擁護センターの業務を、今、行っているところです。

権利擁護センターの山本からは、以上となります。

○笠尾権利擁護推進係長 引き続き、資料はちょっとないのですが、知的と精神の状況についても、それぞれの担当から説明をさせます。知的の小川係長、よろしいですか。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長 障が

い福祉課虐待防止・権利擁護担当の小川でございます。資料は特につけてはいないのですが、今年度も、小規模講座ということで、いろいろ予定してやろうと思っていたところなのですが、ページでいいますと、2ページのところに小規模講座ということで、知的障がい部門のところでも4つぐらい書いてあるのですが、1個目の各援護係向けのやつはできたのですけれども、それ以外の民間の施設、それから障がい福祉センターあしすと、それから、あいのわ、これが、やはりちょっとコロナの関係もあって、開催できていないというのがあります。ただ、それこそあと3か月ぐらいですが、隙あらば何とかやろうというふうな形で企画はしております。特にあいのわのほうは、矢頭先生にお世話になる予定なのですが、もうほぼほぼ出来上がっていて、日にちだけ変えればすぐに開催できるような、オンラインも含めてやる予定でありますので、できれば、これはやっていきたいなと考えているところです。

それから、区長申立の部分で、今年度は案件が増えてきているなというのがあります。9月の時点で7件ということなのですが、10月、11月も一、二件ありましたので、年間でいうと、恐らく10件は行くのかなと考えているところです。1件を除けば、やはり施設からの依頼が多くて、いわゆる保護者的に関わってくださる方がいなくなって何とかしてくださいとか、あるいは、これは今後かける予定のものですが、病院に入院していらっしゃって、家族が誰もやっていただけないので、施設入所に当たり後見人をつけてほしいというような、そういう相談とかも、やはり施設絡みのやつが増えてきているなど。これは数年前から、ある程度、予測できたこと

で、親御さんの高齢化が、やはり原因になってきている。これは予測していましたが、それから、地域の部分でもやはり少しずつ出てきているかなど。今年度の一番初めに上がってきた案件は、やはり、お父さんと御本人が2人暮らしのところ、お父さんが亡くなって見つかったと。そこで後見制度の利用ということで、そういうのが、やはり地域のほうも少しずつ増えてくるだろうなということは、予測できることです。できるだけ適切に相談に乗りながら、進めていかなければいけないと思っています。

内外、足立区役所の中の成年後見制度利用の促進もそうですし、やはり民間向けにもいろいろ協力しながら、やっていかななくてはいけないと考えています。できるだけ細かくやっていこうと考えているところです。

私からは、以上です。

○笠尾権利擁護推進係長 では、引き続きまして、精神の関係について、担当の田口係長をお願いします。

○田口精神保健担当係長 中央本町地域・保険総合支援課精神保健係、田口です。よろしく願いいたします。

1 ページの表の一番右側に精神障がいの部分の日にちの数字と、開催場所、団体名が書いてあります。

まず、小規模講座ですけれども、2つ実施できています。10月16日にさくら会という、高次脳機能障がいと精神保健福祉の手帳を持っています。さくら会さんは、数年前に1度、成年後見の講座を受けたとお聞きしたのですが、しばらく受けていなくて、もう一回勉強したいとお聞きしましたので、企画させていただきました。参加の方は13人いらっしゃいまして、講師

の先生は、権利擁護センターぱあとなあ東京の長島明子先生という、社会福祉士の先生に来ていただきまして、事例を通しながら、すごく分かりやすくお話しいただきまして、とても好評な講座でございました。

あともう一つは、昨年度も行いましたが、11月30日にふれんどりいという竹ノ塚にある精神の当事者の方が利用する地域活動支援センターで、1つの講座として、開催させていただきました。昨年度も開催したのですが、今年度は参加が5人とって少なかったです。20人定員でとしたのですが、やはりコロナのこともあって少なかったです。しかし、ゆっくり話を聞いてよかったという言葉もありました。それから、普段ふれんどりいさんでは、いろんなプログラムをやっていますが、ラジオ体操であったり、それから何かを作る工作のようなプログラムもあるのですが、こういう勉強する会、プログラムというのを、少ないながらもときどき入れていただいています。普段の楽しみのプログラムでは参加されない方が、わざわざ応募くださったということを知っていますので、まだ成年後見のこの講座とか、情報について知りたい方がいらっしゃるのだなということが分かりましたので、当事者向けにまた来年度もできればと思っています。

それから、1 ページの一番右側は保健師向け講座です。7月11日に開催しました。昨年度も計画していましたが、コロナがとても拡大したために、保健師が感染症対応で、実施ができなかったのが、今年はずいというので早々に開催しました。なかなか難しい微妙な時期ではあったのですが、ここでやらなければ、またもしかしたら増えてしまうかもしれないと実施

させていただきました。出席者は14人で5か所の保健センターから少しずつ出てもらいまして、改めて、保健師が関わる手続とか、こういう方に成年後見を使ってほしい事例も入れていただきながら、権利擁護センターの職員さんに、学ばせていただきました。

精神のほうは、資料の2ページ目に、先ほど、笠尾係長から、少し件数が増えてきているという話もありましたが、確かに令和3年度の後半から令和4年度にかけて、件数が上がってきています。今、相談のほうも、また1件入ってきていますので、もう少しプラスになるかなと思います。なぜここでというのは、ちょっと私のほうでは分析が難しいですけれども、この件数の中でちょっと目立ったのは、病院さんから、長期入院されている方で預金がたまってしまっていて、使い道といいますか、御本人のお金の管理。それから、今後はどこにこの方たちをつないだらいいのかという御相談もぜひしたいという、病院さんからの相談が立て続けにあったように思っております。

ですので、成年後見の制度の話を、どういうふうにしたらいいのか、病院さんは今後必要なのか。あるいは、相談支援事業所は知っているのか。と担当として思っております。来年度に少し拡大ができるように検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

○笠尾権利擁護推進係長 議題1についての御報告は以上で終了いたします。

○八杖会長 ありがとうございます。形式的な話ですが、今は本当に知的と精神は充実した御報告をいただいたと思いますので、できれば、資料をきちんとつけていただけると、お忙しいと思いますけれど、大変ありがたいと思えました。次回からは、

ちょっとよろしくお願いします。

今、たくさんの御報告をいただき、大変盛りだくさんで、この報告に対する質問だけでも、何か1日が終わってしまいそうな気がしますけれど、先生方のほうで何か御質問等があったらお願いできますでしょうか。

○矢頭副会長 よろしいですか。

○八杖会長 矢頭さん、お願いします。

○矢頭副会長 矢頭です。すみません。感想としては、いろいろ事業をなされていて、それがボディーブローのように効いて、じわじわとこの成年後見制度が周知され、そしてその利用が高まっていくという、件数も増えつつあるように感じているので、継続してやっていけたらいいなど。また、より一層の充実を図っていったらいいと感じた次第です。

ちょっと質問なのですが、今さらなのですけど、3ページのところの区長申立審査案件発見のきっかけ、これは何をもって発見というふうに捉えていらっしゃるのかなのですが、たしか以前質問したときに、区長申立審査会で諮ると。そのルートとしては、地域包括で集約されて、それが区に上がってというような御説明だったかと思うのですが、この「発見」という事実が、例えば、誰も関与していない方が、例えばここでいうと警察が、地域包括に通報した。そして、そのルートが上がって、区長申立審査会に上がったと。そのきっかけが警察だったと。これが典型的な例だと思うのですが、例えば、そのルート以外から横入りするような場面というようなもので、例えば、これは審査会上げたほうがいいのではないのかという、正式ルートじゃないようなルートから上がっていったというような場合もあり得るの

か。

つまり何が言いたいかというと、そのルートを守っていかないといけないのか、もしくは、例えば地域包括で検討し、そして審査会上がっていくという正規の手段、プロセスではなく、もうどんと区の方にそういった通報、もしくは情報提供等がなされていくということ、そういった例もあるのかどうかについて、ちょっとお伺いしたいのですけど。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長の笠尾です。この件は、やはり非常に判断に迷うところですね。私は5月から成年後見事業の担当になったときに、過去のデータとしては、分析されているものはほとんどなかったです。ただ、個別の記録を読むと、そこまでの流れがみんな書いてあるのですね。どういう経緯で、この審査会に至ったということが、全てのケースは書いてあるのですけれども、それをジャンルごとに統計を取ったような資料が何もなかったのです。私が来たときに、じゃあ、みんな包括とか、援護係とかが関わって一生懸命やっていますけれども、事の発端はどこなものというところが知りたかったのです。それはやはりネットワークを広めるのに、どこをやったらいいのかというものを探るきっかけにもなると思ったのです。ですから、これは申立てのルートを守っているのかってそういうことじゃなくて、単純に一つ一つのケースの発見のきっかけがどこだったのかということで、私なりのルールをつくって、過去に遡って統計を集めたものが、この数字になっています。

具体的なやり方としては、いろいろなパターンがあると思うのです。さっき、矢頭先生が言われたとおり、警察から来たりや、病院から来たりとかってというのが多い

のですけれども、包括のほうには、早くから連絡が入っているけれども、なかなか申立てには至らないというようなものも、当然あるわけですね。そういう何か知らないけど、波があるのですよね。ちょっと何か問題があるけど、申立てには至らないで、そのうちまた落ち着いちゃってという、こういうのを繰り返していつているようなのですね、大体の傾向が。そのときに、最後の波の発端がどこだったのという捉え方です。

○矢頭副会長 最後の波。

○笠尾権利擁護推進係長 はい。その考え方で、統計を取っています。

○矢頭副会長 なるほど。

○笠尾権利擁護推進係長 よろしいでしょうか。

○矢頭副会長 分かりました。ありがとうございました。

○八杖会長 ほかはいかがでしょうか。

私からちょっと形式的な話をいろいろさせていたきたいと思いますが、まず今回、例えば、権利擁護センターさんから御報告があった内容というのは、これは中核機関として実施しているということになるのか、それとも中核機関とは別に委託をされていて、その委託の事業として実施されているということになるのか。その点、中核機関ができて、いろいろ役割分担のことが、ずっとこれまでお話があったかと思いますが、ちょっと不明確かなと思ったのですけど、その辺はどう理解したらよろしいのか、ちょっと教えてください。

○山本権利擁護センターあだち課長 そうですね。中核機関の業務を、委託を受けて今はやっているという状況になりまして、推進係と権利擁護センターとで、合わせて中核機関という位置づけにはなっているの

で、その部分の相談機能だったり、普及啓発広報機能の部分で、主に権利擁護センターの委託の中に入っていますので、その中で、こういった研修会とか、相談会の実施をしたりとか、あとは日々の相談受付の対応をしているというところで、中核機関の業務の委託に基づいてやっているという。

○八杖会長 ありがとうございます。ちょっとそれで分かりやすくなったと思いますけれど、従来、同じ事業をしていたと思うのですが、それは中核機関として実施したわけじゃなくて、委託されて……。

○山本権利擁護センターあだち課長 そうですね。

○八杖会長 同じ委託でも権利擁護センターとしての。

○山本権利擁護センターあだち課長 そのときは、もしかしたら推進機関という感じにだと思えます。

○八杖会長 推進機関ですね。それが中核機関で、自治体と一体で活動していくということになって、その実施の御報告ということでよかったのですね。

○山本権利擁護センターあだち課長 そうです。

○八杖会長 ありがとうございます。

それから、様々な取組をしていただいておりますが、議題2番で話題になる課題と目標、これとの紐づけ関係というのは、意識した実施になっているのか。何か今までは同じことをやっても、特に目標ととしても、課題としても整理がされていなかったのので、総花的に御報告いただいていたと思います。今回は、議題2番のようにきれいに整理をいただくということがあったので、この目標・課題について、ご報告いただいた企画と紐づけということは可能なのですか。もし可能であれば、そうしていた

だいたいが、どの課題にこういった取組が関係しているというのが分かって、非常に進めるほうも、聞かせていただくほうも、よく分かるのかなとは思っておりますけれど。その点は、まずは笠尾さんからお聞きしたいですね。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長ですけど、次のところでも説明をいたしますけれども、結果的に1つのところに集約されてくるような形になると思うのです。ただ、個々の事業で見えていくと、どっちに属する問題なのかというのが、結構難しい、ボーダレスなものが多いので、きちんと分類できれば、それはそれでいいかと思うのですが、現実的には、複数のいろんなところに関わっているものが多いのかなというのが、今までやっていたことの実感ではあります。

○八杖会長 そこは、複数書いていただいてもいいのではないですかね。1つの課題ごとに同じ事業が何か所も出てくるというような形で御整理いただいてもいいのではないのかなと、ちょっと思いました。

紐づけの点を思ったのは、いろんなところで、中核機関で御対応されている問合せ、相談について、親族後見人さんからの問合せというのが結構あるなというふうに思いますし、あるいは、後見人の連絡会に親族後見人が入っているのかなというのが気になったりしますし、また、さっきの知的の方のばあとなあ東京の活用講座のときに、親族後見人さんの方もいらっしゃっているのかなとか、親族後見人向けの企画としてやっていることがいろいろありそうだなと思ったのですが、それが何かばらばらになっていて、もう少し親族後見人向けでこのような企画を進めているというのが出てくると、非常によいのではな

いかなど、ちょっと思った次第です。

○山本権利擁護センターあだち課長 現状のところ、後見人連絡会での親族後見人は、今のところに入っていません。講座のほうについても、既に親族として後見人をなさっている方と、あと、これから予定をしている方というような形で、広く一般の方向けにということをやっているものになるので、あまり親族後見人に特化した形での取組というのは、今のところは体系的には、まだできていない状況ではあります。そこは、今後検討していきたいと思えます。

○八杖会長 あとは何でしょう。発見のきっかけとか、相談者とか、いろいろな機関から書かれているのですが、結構ばらばらで、統一がされていないように思うのですね。ですからそこは、もしかしたらホームマツを統一して「警察」とか、「病院」とかにしていただくと、何か見えてくることがあるのかなとも思ったりしました。形式的な話ばかりで大変申し訳ございませんが、そんなことがちょっと気になりました。

ほかはいかがでしょうか。では、次の議題の2つ目のところも関係してくると思いますので、今の多分、各企画というのが、この議題2の「課題と目標」というところと関連してくると思いますので、先に「課題と目標」の御説明をいただいてから、また改めて御意見、御質問等を受け付けたいと思います。

では、議題2番に、まず先に進めるということにしたいと思いますので、それも笠尾係長、お願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長の笠尾です。資料は11ページからになっております。

この課題と目標については、前回の制度審査会でお示しして、議論いただいたところでございます。その前回の会議で、位置づけをどうしていくのですかというようなお話が出て、今後検討していきますというお話をさせていただいたと思いたしたので、初めにその話をちょっと簡単にさせていただきたいのですけれども、その前に、この成年後見制度の周知とか利用促進とか推進機関の運営等についての計画というのが、足立区では、高齢者保健福祉計画の中に位置づけられていて、その中で指標を定めて、経過をずっと区のほうに報告をしているというふうな形になっています。これはずっと前からの、多分御説明の繰り返しになってしまうかもしれないのですけれども、そういう位置づけになっております。

高齢者保健福祉計画というものののですけれども、これは区の介護保険事業計画と併せて作成されているもので、3年ごとに作成することが義務づけられているものです。現在、3年ごとなので、第8期という計画の途中なのですけれども、これは令和3年度から令和5年度にわたる、3か年度の計画になっていて、今年がちょうどその中間の年になっております。

それに加えて、ちょっと中核機関に位置づけられている当係と、権利擁護センターあだちさんが、現在はちょっと別々の場所で活動しているという形なのですけれども、令和6年度には、これを組織改正して、同じ場所に移そうかというような予定が、現在ございます。そういう状況を踏まえてどうしようかということで、内部でいろいろ検討させていただいたのですけれども、ちょっと現段階では、体制的に未確定な部分が多いということもあって、現状では、この課題と目標については、内部の実

施計画として位置づけて、当面やっというということが、前回の議題になっていたことに対する回答でございます。

内容については、前回少し見直してくださいという話もありましたので、内部で見直すとともに、八杖先生にも御確認いただいたりしながら、修正・追加をしたものになっていまして、今日お持ちして、提示させていただいた資料の中には、その中で実施したものについて、ちょっと網かけと印をつけさせていただいております。進捗状況が分かりやすくなるように、対策案の欄に、実施したものについては黒丸が入っています。実施中のものが白丸。三角がついているのは計画中ということで、これからやっという位置づけになってございます。

実際にやってきたことについて、一つ一つ御説明をさせていただきたいのですが、ちょっとページが飛ぶのですが、12ページの下の方に、2チーム（※優先課題）というものがあまして、これは前回は優先課題ということで、提示させていただいたものでございます。これから初めに説明させていただきたいのですが。

これについては、チームがやっぱり、この成年後見制度の推進に当たって一番重要だということを痛感しております、その対策案として出されていたのが、やはり研修の話とか、支援者と後見人の意見交換の実施ということでございましたので、これを、前回のネットワーク協議会に支援関係者を代表して、ケアマネジャーさんと地域包括センターの代表の方を1人ずつ呼び出して、その場で意見交換をさせていただきました。そこで、これは後から説明するのですが、アンケートの結果を踏まえて、それを土台にしていろんな意見交換をさせ

ていただきました。それとともに、研修については、引き続きやっというところですので、この2つについて実施しましたということになっています。

ページをめくって、13ページにわたって、ちょっと三角が入っていますけれども、そちらのほうについては、今までに出された意見の中から、中核機関が、チームの形成や引継ぎ内容を確認していかなければ駄目なのではないかということと、バック体制の明確化ということですね。これについては、今、進めていっというような段階を考えているところですので。これが、全ての課題と目標の中で一番、私たちが今現在やりたいことになっていまして、取りあえず、これを推進してやっということで、一番先に説明をさせていただきました。

そのほか、また順次、説明していきますけれども、やっということとしましては、1ページ戻って11ページの中ほどにある広報の部分では、任意後見のPRを兼ねた共通の周知媒体ということで、これも後ほど説明しようと思ったのですが、エンディングノートは、今現在リニューアルということで、区のもの新しいものを作成しようということになっておりますので、そこに成年後見関係の周知を盛り込むことを考えてやっております。

助成制度の周知の強化につきましては、これは今、ホームページをリニューアルしているところでございます。小規模講座のところについては、引き続きやっというので、これも黒丸ということで入れさせていただいております。

次、12ページで、区民後見人のことにつきましては、リレーによる受任件数を増やすということで、これは引き続き現在も

リレーに限らず、前回の審査会では、もう初めから区民後見人で大丈夫じゃないのかというような案件も出ていますので、これはリレーに限らず、どんどん増やしていくということを実際にやってございますので、実施という形で位置づけさせていただきます。

その次の法人後見支援員の導入についても、もう導入してやろうとするところでございますので、黒丸ということにさせていただきます。

13ページの上のほう、協議会につきましても、これは先ほど申し上げたとおり、前回は協力委員という形でケアマネさんと、地域包括の代表の方をお呼びしてやっておりますので、黒丸ということです。

電子メールの活用につきましても、一応、決められたフォーマットを作って、もう何かあったら委員の中で自由にやり取りしましょうということで、体制を組ませていただいていますので、実施という形で入れさせていただきます。

その下の中核機関については、定期的な会議を開催して、課題分析ということにつきましては、今年度は中核機関の中で、うちと権利擁護センターあだちについては、毎月、課題分析をこれからやっていくことについて、話し合いをしておりますので、実施ということでやらせていただいています。

要綱の見直しにつきましては、現実的な動きとしては、助成制度に関して、やはり今の要綱だと対象にならないものが出てきているのではないかとということで、現在、その部分に対する要綱の見直しを図っているところでございます。

その下の事務局。会議のときに関係者との事前打合せですとか、記録様式の作成と

か、あとはホームページの掲載内容の見直し。これについても、御説明のとおりやらせていただいていますので、実施中という位置づけでございます。

ページは変わりました、14ページにつきましては、区長申立ということで、困難事例検討会において支援方針の検討を強化ということにつきましては、今年度から、八杖先生のお力を借りて、事例検討会でいろいろな意見をいただいております。その中でやはり、先生のほうからも支援方針について、いろいろアドバイスをいただいていますので、支援方針も大分細かくなってきたというふうには感じているのですが、まだまだでしょうか、八杖先生。そういうことですので、やっておりますということです。

あと、事例の振り返りにつきましても、これは連絡会等で随時、前回に出されたこれについてということで、課題があったようなものについては、実際に事例をもう一度お配りして、再検討していただいたりということもやってきておりますので、ただ、それに対して結果が出ているかというところまではまだ行っていないので、一応、白丸という形にさせていただきます。

最後の区の組織の職員向け研修につきましては、先ほど、権利擁護センターのほうからの予定の御案内があったと思いますけれども、今年度についても引き続きやりますということで、黒丸という位置づけになっております。

今後、これの進め方なのですが、次の議題で登場するアンケートの結果等を踏まえて、やはりいろいろな意見を聞きながら、内部で検討して、優先順位をつけて、これまた少しでも黒丸が増えるように

やっていきたいと思っています。ただ、これが全部黒丸になるだけでいいかというと、そういうことじゃないと思っています。数だけやりました、やりましたとこなすだけでは、ちょっと意味がないと考えていますので、状況を見て、本当に必要なことについては、繰り返しそこを重点的にやったりとか、そういうめり張りをつけて実効性のあるものとして進めていければいいのかなと考えています。

2番の課題と目標については、以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。こちら、かなり頑張っているという感想を持ちました。

それでは、ここからまた御質問や御意見を頂戴するというにしたいと思いますが、まず個別の課題というよりは、この課題と目標の在り方とか、そういったことについての御質問とか御意見を、先に頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

それではまず、私からですけど、この課題と目標自体は、ここに少なくとも御参加をいただいている各担当の方、皆さんと共有されているということによろしいですよ。

○笠尾権利擁護推進係長 はい。

○八杖会長 ですから、これに従って、みんなでやっというコンセンサスが取れているというところは、よろしいでしょうか。

○笠尾権利擁護推進係長 はい。

○八杖会長 ありがとうございます。

それから冒頭、なかなか正式な利用促進計画というのは、やはり難しいというお話がありました。実は、成年後見利用促進計画ができていない自治体というのは、都内ではもうほぼ足立区だけということになっ

ておりまして、そういった計画の築定、次期の福祉保健計画を目指して、ちょっと頑張ってくださいのかなとは思っておるのですが、これがやはり課題2の「議題や目標」に記載をしているように実際にここまできちんとしたものができているのであれば、これをしっかり前に進めていけるようなコンセンサスを庁内で取っていただくことは必要かなと思っています。例えばですけれど、これはいつまでに目標を達成する予定なのか、どんな感じで進めていくのかというのが、ここには何も記載がないと思うのです。そこはあえて記載しないのかもしれないですけれど、やはり、私が心配しているのは、担当の方がどんどん人事異動で代わってってしまうという問題が、行政も、中核機関もあります。包括もそうだと思います。異動により担当者が変わっても、やはり共通の認識を持ったものが引継がれ、しっかり共有される工夫が必要だと考えているのです。そういった意味で、いつまでとかっていう時期的な起債をすることは、結構細かい話ではありますが、重要なのではないかな。

また、優先順位ですが、これはいろいろ変わってくると思うので、そのたびごとにつけていくとか、変えていくとかっていうような作業を、どうやってちゃんとモニタリングしていくのかなというところ。これは、行政の計画の評価と、ちょっと絡んでくると思うのですけれど、そういったところも内部計画であるにせよ、もう少しバージョンアップできないのかなというのが感想として、私はちょっと思ったところがあります。

その2点について、何か今日お話が頂けることがあればしていただいて、今日は難しいということであれば、今後課長とも御

検討いただいていると思いますが、いかがでしょうか。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長ですけれども、全体的な計画ということについては、やはり保健福祉計画と一緒にしている以上は、単独でどうということ、現状ではちょっと難しいと考えています。

課題と目標に自体に対する、もう少し細かな部分ということもお話がありましたけれども、要は、私が5月に来て、みんなと一緒に、ようやくここまでたどり着いたというのが正直なところなので、実際に、それをまだ半年ぐらいやってみて、こういう感じになったという報告を今日はさせていただきましたけれども、具体的な、じゃあ指標で何がどう変わったのというところまでは、まだちょっと行っていないというのが現状です。取りあえず、試運転でここまでやってきたというような捉え方をしていますので、それを踏まえて、やはりこれからどうしていくのかというのを、確認していきたい。

それをやっていくに当たっては、やはりこちらサイドの意見だけじゃなくて、次のアンケートでもありますけれども、そういう支援の輪の中にあるほかの関係者の意見とかも、やはり聞いてやっていく必要があると思っていますので、この段階で、いきなりじゃあ、これをいつまでにやろうかというような、一方的にリミットを切ってしまうという考えには、今のところは至っていないというのが実情です。

以上です。

○八杖会長 なかなかおっしゃることもそのとおりでなと思うところもあるのですが、例えば、見直しの期間を、1年ごとに見直しをしていくとか、何かしらそうい

ったことは可能ですかね。

○笠尾権利擁護推進係長 それは可能だと思います。

○八杖会長 結局、今ここにいらっしゃる皆さんが頑張っていて、これをやってくれていると思うのですが、もう何年後かには、ここにいらっしゃる方は全員異動してなくなっていると思いますので、そうすると、その時々を担当の方の御意思で、これをやったりやらなかったりというのは、やはりそれは望ましくないと思うのですよね。だからそういった意味では、例えばこの「目標と課題」については半年ごとに見直すとか、1年ごとの見直すとかって、そういうことだけでも決まっていれば、担当者が変わったとしてもこれをちゃんと進めていくということにはなるのかなと思いますし、何かしらそんな工夫を、実際にみんながこれを一緒にバイブルにして、進めていくということが、実際にできるよう工夫を、ぜひしていただきたいというのが、私の意見ということになります。

ほかに先生方、まず全体的なところで御意見をお伺いしておりますが、意見がありましたら、お願いできますでしょうか。

では、個別の内容も含めてということにしましょうかね。中に記載されている個別の内容も含めて、御意見を頂戴したいと思います。特に、先ほど優先課題として、チーム支援というところがあったかと思しますので、その点を中心に、何かあったら御質問、御意見等を頂戴できますか。

○矢頭副会長 よろしいですか。

○八杖会長 矢頭委員、お願いします。

○矢頭副会長 矢頭です。まず全体的なところで、八杖会長が、かなり厳しいお話をされ、高いものを要求されているということで、我々としても、事務局の皆さんは大

変だなどは思っておりますが、ただこれが、年を追うごとにいいものになっていくというものになる、そういった理想を抱えたものであるということなので、少しでも努力をされて、ちょっとずつでも前に進めればいいかなと思っておりますので、一緒に頑張っていきたいなと思います。

それで私も、このチーム支援のところ、一番興味を持ったというところなのですけれども、この中核機関が、チームの形成状況や引継ぎ内容を確認するという、これを計画するということなのですが、これは実際にどうやるのだろうかというふうに。つまり、各本人と後見人との関係、こういったものを全てまず把握をするところから始まるのかなとは思いますが、その糸口とか、どういった形でやろうとされているか。大きなイメージとして何かお考えがあれば、今の段階であれば、教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長です。チーム支援については、もちろん重要なポイントだと考えています。ただ現実的に、足立区内で、では、後見制度を使っている方が、どれぐらいいらっしゃるのという相当な数になりますし、その中で、私たちが状況を把握できているというのは、ほぼほぼ、区長申立のケースだけなのですよね。年間だと、大体200件ぐらいずつ新規が上がってきていますね、足立区は、裁判所の発表によると。その中で、足立区の区長申立って、60件程度しかないのですね。だから割合でいくと、やはり情報は知らない部分がほとんどだということと、あとは、60件にしても、年を積み重ねれば、数がどんどん増えていってしまいますので、その1件1件の詳細を全て把

握していくというのは、かなり難しいのかなということを考えています。

そこで、イメージとして考えているのは、枠組みの整備というようなところです。少なくとも、区長申立の部分については、必ず引継ぎというものがございませう。厳密には、その前に顔合わせのところからあると思いますので、その部分から関係性が生まれてくるという理解をしております。ですから、そのところで、そこに参加しているチームメンバーの認識を1つにさせていただくという仕組みをつくる必要があるのかなと考えています。

それと、あと必要な仕組みとして考えているのは、何かあったとき、問題が起きたときに、どのような解決をするロジックがあるのかというのを、そのロジックを知っていただく。このことをやること。あとは、もう一つ考えられることがあるとすると、そういうところに問題が起きたところの情報のデータを、中核機関として集約して把握できる。場合によっては、次回の後継人の候補者選定のときに、そういう情報が活用できる、そういうような今、申し上げた3点の仕組みを、ざっくりと頭の中で考えています。ですから、それを具体化するための方策を、これから皆さんで、の中核機関及び関係所管で、今やっている方法では不足があるのか。こういう方法を取ったらいいのではないかと、これから検討していきたいと考えています。

以上です。

○矢頭副会長 確かにおっしゃるとおり、まず、区長申立であり、そして候補者の推薦を受けて申立てをしたという案件は、区の立場としては、そこをまず最優先していくというのは当然だだと思いますし、またそこが1つの取っかかりとして、リーディ

ングケース、これから進めていくこういった取組の講師として、これからブラッシュアップしていく、1つのものをこれからつくっていく、試しにやってみるといったところではいいかなとは思っています。

問題は、だからあとは個人情報の問題とかがあってありますけれども、介護保険の関係でも当事者に同意書をもって共有していくと、きちんと利用目的を定めるというようなやり方で進めていっていると思いますので、そういったやり方でまず進めて見て、少しずつ広げていくというところは、ありなのかなとは思っています。

あとは、バックアップ体制の明確化というところを、どうつなげていけるかというところだと思うので、まずはちょっとやってみるといったところを、進めていったらいいかなと思いました。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。今の点に関連して、ほかの自治体でも、やはり同じようにやっているのですが、首長申立以外に、あとは親族申立を支援したケースについても、チームの形成を支援していこうという、1つの類型としてやっているところがありますね。あとは、包括が関わったケース。今回もいろいろ、相談がいろんなところから来ているという報告があったと思いますけど、親族後見人さんがSOSを出して、包括に相談してきたりとか、そういったケースなんかで包括が関わることがありますので、そういったときに、チーム形成支援というのをやっています。首長申立ケース、申立支援ケース、包括関与ケースの3類型ぐらいでチーム形成を支援しているようです。

あとは、用語の問題ですが、形成のところは、第2期計画では「チーム形成支援」

という用語を使っていて、一方で恐らくバックアップ体制のところは、「チーム自立支援」という用語を使っていますので、そういった用語もちょっと散りばめていただくと、なおよいのではないかなと、ちょっと思いました。

ほか、いかがでしょうか。お願いします。

○山本権利擁護センターあだち課長 今回のことについて、権利擁護センターの山本です。区長申立のケースについては、今、係長がおっしゃったみたいな形で、ある程度、チーム形成支援とか、引継ぎの立会いも含めた内容の確認をしているところなのですが、日々、我々が相談窓口として成年後見の相談を受ける中で、御本人の申立てだったり、親族の申立ての支援というのは実際にやっているところで、具体的に体系化されているわけではないのですが、例えば、全く何のサービスにもつながってなくて、支援者がほぼ不在な状況から、成年後見制度の利用だけを、ぼんと相談にいらっしゃる方も結構多くいらっしゃって、そういったときには、大体その地域の包括の方にも御協力いただきながら、サービスの必要な部分についての検討も併せて進めて、ある程度チームをつくり上げていくのと同時に、申立ての支援もしていくという、同時並行で進めているケースも現実的には対応としてはありますので、その辺は、もうちょっとそういった対応もしているのだということは、少し見えるように、今後はしていきたいと思っています。

○八杖会長 何かケースの書式とかに「チームの形成状況」欄を作るなど書式を、工夫をするだけでも、みんな意識をしますし、実際にやっていこうということになり

やすいと思うので、書式やフォーマットの工夫や統一は、意外と効果があるかもしれませんね、今の話を聞いていると。

○花本基幹地域包括支援センター包括支援

課長 よろしいですか。地域包括センターの花本です。御意見ありがとうございます。今、チーム形成支援のお話がありましたけれども、先ほどからお話があるように、区長申立の場合には、顔合わせと、引継ぎ会議と2回、後見人さんと接する場面があって、引継ぎ会議のときには、介護チームも含めて場を設けることができるかなと思っています。包括のほうにもいろいろとチーム支援が必要ということ、少しずつお話をしているところで、また今度、権利擁護センターと一緒に、包括向けに行う研修でも、ちょっとそのあたりを意識できるような仕立てをつくっていかうかなと思っています。

先ほどおっしゃったように、例えば、引継ぎ会議の次第の一定のフォーマットを作るとか、そういったことでも役割分担とか、今後の考えられるリスクとか、何か起きたときには、どこでどうするかということ、標準的に会議で共有できるようなものを用意しようかなと考えております。

包括は、やはり親族申立とか、御本人の申立支援にも関わっていきますので、区長申立でそういったことを経験することで、それを本人申立や、親族申立でも同じようなツールを使ってやっていくことができるかなと思っていますので、少しその辺は、包括支援センターに、やり方として意識づけをしていただくと、広がっていくのではないかなと思っています。

○八杖会長 ありがとうございます。包括と、あとはケアマネさんでしょうか。

○花本基幹地域包括支援センター包括支援

課長 そうですね。

○八杖会長 ケアマネさんが、多分支援チームの中心になることが多いと思うのですが、あまり自分がチームの中心になってという意識が、特に後見人さんがいらっしゃると薄くなるというか、うまくいかないというケースが出てきているように思います。

ほかの自治体とかで、チームの在り方をちょっと見ていますと、次に問題になるのは、チームを誰が運営していくのか。誰がメンバーを集めて、どうするのかということ、協力をしてくれないとか、あっちがやるべきだとか、そんなことが、次に問題になってきているので、チームというのはそもそも何なのかという普及啓発がとても大切で、そこで後見人の役割というのはこういうものだよとか、ケアマネさんの役割というのはこういうものだよということを、皆さんが共有できるようなことをしていただけたらいいかなと思います。1つは研修的なものですし、1つは、先ほど言った書式やフォーマットのようなツール作りみたいなことで可能になるのではないかなと思うのですが、大輪さん、いかがですか。

○大輪委員 ありがとうございます。やはりチームメンバーの中に本人がいるということが、今、利用促進法の中で一番のテーマになっているところですね。ツールを作るときには、本人の意向確認を誰がどのように行ったかということを入れること。チームで計画を立てたりするときには、本人がそこにちゃんといること。そこにいられなければ、誰がどうやって本人の意向を確認するかというようなことが、きちんと入っているツールというのが、すごく重要になってくるかなと思います。ましてや、意思決定支援ということ考えたときに、

そのチームの中に、きちんと本人が中心に存在しているということ意識していただくということが大事なことかなと思っております。ぜひ取り入れていただければと思います。

○花本基幹地域包括支援センター包括支援課長 続いてよろしいですか。

○八杖会長 はい、どうぞ。

○花本基幹地域包括支援センター包括支援課長 基幹包括の花本です。ありがとうございます。基幹包括のほうでは、今、ケアマネジャーさんの団体の事務局をしております。区で行う研修の企画やケアマネさん独自の研修の企画のお手伝いもしているのですけれども、最近は意思決定支援やACPに対する関心は、ケアマネさんのほうでも増えてきているのですけれども、まだ後見人とのチーム支援という認識までは、なかなかケアマネさんのほうには至ってなくて、どちらかという権利擁護センターが行う研修も、「成年後見制度とは」という入門編な研修が多いかなと思っていましたので、今の御意見も踏まえて、今後、チーム支援とか、後見人さんがついた後、ケアマネさんがどういうふうに関わるとか、そういったところの研修とかができるといいなと思っております。

併せて、やはり成年後見連絡会に、ケアマネさんって出てくることもあるので、そういったところでは、後見人とコミュニケーションが取れるような場が、あるといいのかなと思っていましたので、ちょっとそこは権利擁護センターのほうでも、検討いただけるといいのかなと。

○山本権利擁護センターあだち課長 次あたりは、Zoomで意見交換ができる形を取りたいかと思っています。ずっとコロナ

で対面ではできない中で、ずっとコロナ禍になってから講義形式の形での連絡会の開催だったので、そこはぜひ、やはり意見交換ができる場としては、そういう場合は、数少ない1つになっていると思うので、できるだけやっていきたいと思っています。

○八杖会長 ありがとうございます。

○大輪委員 追加でもう一つだけよろしいでしょうか。

○八杖会長 どうぞ。

○大輪委員 やはり現場にいるケアマネジャーさんや、ヘルパーさんからお話を聞いていると、本人が表出した意見を、本人の意見と捉えがちですけど、そうではないこともあるのですね。実際にチームで支援するからこそ、本人の思っている本当の意向や推定意思が確認できるということ、現場で何度も経験しています。そういったこともぜひ研修の中に取り入れていただいて、もう一度チーム支援ということを考えていただくことが必要だと思います。よろしくをお願いします。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長 障がい福祉課の小川です。高齢者の支援のところでは、本当にチームというのが地域できているなというのはあるのですけれども、12ページのところにも、チームが形成されていない場合がある、特に知的障がい者という記載があるのですけれども、高齢者の支援と、やはり障がい者の支援と、若干行政の関わり方が違う部分があって、例えば、区長申立のケースでも、先ほど申し上げましたけれども、地方の施設で要望されて後見人の申立をするというパターンが、やはり今現状でいうとほとんどなわけ。そうすると、顔合わせにも行きませんし、ほとんど申立しっ放しみたいな感じが、現実的には起こっているのです。当

然、秋田の施設であれば、秋田の地域の後見人さん、社会福祉士さんであったり、弁護士さんであったり、司法書士さんが。ですから、そこでいろいろなやり取りはありますけれども、やはりそれはチームというよりは、1か月に1回会いにしているかどうかみたいなレベルだろうと思うのです。

それで、地域はじゃあどうなんだということなのですけれども、これは恐らく今年度の最後、後半の報告の中に入ってくると思うのですが、10月の終わりにばあとなあ東京の山本先生が講師で、それから、権利擁護と私、障がい福祉課も参加した、手をつなぐ親の会の親御さん向けの成年後見の研修会があったのですけれども、やはり意識が全然違うのですね。いろんな説明をした中で一番衝撃的だったのが、お母さんたちが、後見の候補者を私たちが選べないのかと。要は、今、区長申立の仕組みの中で、ばあとなあ東京等をお願いするときというのは、「こういう情報の人ですよ」みたいなことを一旦、メールで個人情報伏せてやって、その後で電話がかかってくる、実はこんな人で、あんな人だという感じで。分かりました。

では、その条件の方、手を挙げてもらう方を探しますみたいな感じですが、親御さんの考えはそうじゃなくて、親が選びたい、後見人さんを。私の思いのままになるような後見人さんを選びたい的な感じが、今の親御さんたちの、やはり意識なのです。それで、その地域の中でチームができていないというところも踏まえて考えたときに、やはり成年後見制度、今年3月のいわゆる権利擁護支援ということを中心に考えながら、意思決定支援ですよという、やはりそこから介入していかないと、

まだまだ地域での意識というのは、なかなか出てきていないというのが現状です。

ここには、報告としてはやっていないのですけれども、権利擁護支援という切り口で、皆さんはどういうふうに考えますかみたいなことを、実はちょっとやり始めているのです。民間の通所施設のところに我々が行って、グループワークをやったりとか、そういうことを実は何か所かでやりたいと思っていて、それが現実的にクラスターが起ったりして、できていないというところがあるのですけれども。そこからやはりやっていかないと、なかなか知的障がいの部門でのチーム支援というところには、至っていないなというところがあります。ですから、チームが形成されていない以前のところでのいろいろなところがあるので、この全体的な仕組みの中に乗っていくためにも、水面下でまたがって走らなくちゃいけないというのが、知的障がいのところの現実かなと思っています。

じゃ、ニーズはないのかと。成年後見のニーズはないのかということ、あるですよ。やはりいっぱい危なっかしいのがあつて、親御さんにも理解していただきながら、親御さんが元気なうちに、託せる後見人さんを、いろいろみんな、チームの中に入れてもらってやりましょうよという動きに、していかなくちゃいけないと思うのですが、そこにまだ至っていない。だからその努力というのが、この全体的な目標の中で、知的障がいの部門では、やらなくてはいけないと考えています。それを、我々だけで、我々というのは、結局、私のところというのは3人しか職員がいないので、それだけでできるわけではなく。だからそれを研修の中にも、小規模講座の中にも入れていますけれども、障がい福祉センタ

一のあしすとの職員さんと共有して、区として一緒にやっけていこう。それから、各援護係の職員さんと一緒にやっけていこうとしていかないと、まだまだ無理だなと思っけているところだ。そこもまだ、あしすとの職員さんにも、援護係の職員さんにも、そこにもまだ浸透できていないので、それをやらなくちゃいけないなというのが、現実的なところとしてあります。

すみません、以上です。

○八杖会長 大変参考になるというか、必要なお話をありがとうございます。マンパワーの問題があるから、なかなかそれを実際に進めていくということになると、どうやっけていこうかなというのは、検討が必要ですね。

ただいろんな自治体が、いろんな工夫をして進めていると思いますから、そういった他の自治体の皆さんと情報を共有していただくと、道が見つかってくるのではないかなと思いますので、私どもも情報提供できることはしてまいりたいと思っけていますので、ぜひ、頑張っていただきたいと思っけています。ありがとうございます。

では、時間の関係もございますので、次の議題も、今の課題と目標の内容に関連すると思っけていますので、アンケートの実施結果について御報告いただき、それでまた意見交換したいと思っけています。では、笠尾さん、またよろしくお願ひします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長の笠尾です。本当は、アンケートについてもたくさんお話ししたいことがあったのですが、お時間があまりなくなっけてしまいましたので、まとめたものだけを、ちょっと発表させていただきます。

そもそもこのアンケートについては、私は、以前は介護関係の部署にずっと長くない

たものなので、そちら側から成年後見制度を見たときに、5月からこちらに来たときに、私自身としては両側から見たときに、随分ちょっと思っけていづれているなというのを、私自身として、非常に感っけていたところだ。それが、果たして私だけなのか、本当に実際にそうなのかということを確認するために、今回はアンケートという形で、現場の支援している職員の意見を聞いてみたというのが、このアンケートの目的になります。

アンケートを取ったところ、思っけてのほかたくさん意見が出されました。みんな御要望的な、批判的な意見も多く出されました。アンケートが、そんなにいっぱい出てくると、これは成年後見制度は大丈夫なのかなということが心配になりますので、何人か業界の団体のトップの方に、ちょっとヒアリングをさせていただいたところ、確かにそういうこともあるよねというようなお話だったのですけれども、ただ数は多くないですという御意見をいただいています。

そういうことがありましたので、いろんな御意見が出ているのは、必ずしも全体じゃなく、一部のうまくいかなかったところから、これを改善してほしいという強い思っけてから、そのことをいっぱい、書かれたのではないかなというのが、全体としての私の印象となっています。

アンケートの結果については、資料15ページです。まず、ケアマネジャーさんのアンケート。これは、厳密にいうと、私どもでまとめたアンケートではなく、毎年やっけているケアマネジャーさん向けの成年後見制度の研修で、今回担当した弁護士の先生が取るといっけてお話を聞いたので、それに何問か質問をうちのほうで追加して取っ

たものになります。まとめをざっくりと申し上げます。具体的な数値については、後でごゆっくり御覧になっていただければと思います。

まとめ的なものとしては、ケアマネジャーさんたちは、実際にチーム支援に参加している方が、半分ぐらいしかいらっしゃらなかったという結果でした。あとは、成年後見の申立てに関与したことのあるケアマネジャーさんは、38%しかいらっしゃいませんでした。

そういう状況の中で、やられている方はやっているけれども、半分ぐらいは経験していませんよという状況ですので、まず、制度のことも分からないですし、チーム支援ということも分かっていらっしゃらない方とか、自分がそのチームの中でどういう役割を果たすべきかということが、まだ認識できていないというようなことが、アンケートの結果から読み取れました。

それを踏まえて、やはり今後そういうことを解消するために、双方向のコミュニケーションを図っていったって、誤解を少しでも解いていく。あとは、知識も学んでもらうということが、ケアマネジャーさんに対しては必要なんじゃないかなというのが、今回のアンケートの結果です。

次に地域包括さんのアンケート、これはページが17ページです。地域包括さんのほうは、非常にたくさんの意見が寄せられました。ただ、地域包括さんというのは、そもそも成年後見の申立てのときには、利用者の支援を行っているのですけれども、後見人が選任されて一旦引き継いだあとは、基本的には、支援に介入していない部署になります。介入することがあるとすると、それは何かそこに問題が生じたときに再介入という形で介入する部署になってい

ますから、そういう意味では、地域包括さんがいろいろ感じて、意見をさせていただいたというのは、処遇が困難だったケースに、ほぼ限定されると思うのです。ですから、そういう偏った意見で、強い意見が出されたという認識をしています。

そうは言っても、じゃあそういう処遇困難なケースはどれぐらいあるのかというようなことでは、一番初めの数字を見ていただくと分かるのですけれども、直近の1年間で、そういう会議に参加したよというところは半分しかなくて、全体を平均すると月1回もありませんというような状況でしたので、その数字からは、そういう処遇困難ケースが、すごくたくさん発生しているということではないのだなということが読み取れます。

いろいろ困っていることを、御要望とかたくさん出されました。まとめ的なことを言わせていただきますと、包括のほうとしては、後見人さんとチーム支援の一員として、もっと連携を深めたいというふうに思っているということが、アンケートの結果から読み取れました。こういう意見は、推進事業をつかさどっている私たちにとってみれば、非常に心強いなど、私個人としては感じました。

今後については、こちらのほうもそういう意見が実現できるように、ネットワーク協議会とかで、やっぱり包括さんに臨時じゃなくて常に入っていただくようなことも考えなきゃ駄目なのかなというようなことを感じました。あとは、やはり包括さんは非常に制度のことについてよく御存じなので、制度自体の問題、費用とか時間的なものとか、あとは権限の内容がというようなこと、すぐに解決が困難と思われるようなことも、包括さんのほうから、非常にたく

さん意見をいただきました。今すぐにそれを全部解決するということは難しいのですが、そういう声を生かして、そういう中でどういうふうにもうまく運営できていたらいいのかということ、考えていきたいなと思っています。

次、特養ですけれども、資料19ページです。区内27か所に特養が、足立区の場合はあるのですが、こちらのほうにアンケートをお願いしたところ、23施設から回答を得て、施設によってまちまちですけれども、非常にたくさんの、1施設でたくさんの回答を寄せていただいたところもございました。

施設のほうは、あんまりそれほど意見としては上がっていないのですが、ただ、数的なことを申し上げますと、平均すると1施設当たり8人ぐらい、後見人を使っているいらっしゃる方がいらっしゃると思われのですね。そういう状況ですので、特養さんのほうからは、後見人さんによって、やっていただけていることが違うのではないかというような御指摘がございました。

それとあとは、やはり定番というような要望なのですが、もう少し利用者の状況を把握して、面会とかにも来てほしいというような意見が目立ちました。制度上は、確かに日常生活費の部分とかそういうものは、後見制度の後見の業務の中に含まれないのですが、先ほどから大輪委員がおっしゃっていただけているとおり、何をやるにしても、やはり意思決定支援というものが必要になりますので、身上保護にしても、金銭管理を行うにしても、やはり意思決定支援という部分は、欠くことはできないということになりますので、後見人も支援チームの一員として、利用者

の状況把握を、もし現状が不十分だということであるのだったら、今後はそれを改善していただく必要があるのかなということを感じています。

あと、施設のほうから共通して多く出されている意見が、医療同意に関する意見でした。施設では、利用者を1日24時間世話していただいていますので、やはり怪我とか急変とかで、救急対応を強いられることが日常茶飯事というような部分がありまして、そういうときに、後見人がついていらっしゃる利用者について、どのように対応すべきということが、なかなか難しいというような意見で、それに対して先ほど言ったとおり、後見人ごとに微妙に対応が違ったりとか、あるいは病院によっても、求められるものが違うということがございますので、そういう中で、施設が非常に混乱しているという様子が、アンケートから読み取れました。これについては、いろいろガイドラインは出されていますけれども、実際の現場とは、やはり異なるようなこともありますので、実はこの後、ちょっとモデル事例を用意してございますので、その中で、ちょっと御議論いただければなと考えています。

アンケート結果については、以上になります。

○八杖会長 ありがとうございます。モデル事例も一緒に御説明いただいたほうが。

○笠尾権利擁護推進係長 いいですか。はい。

では、モデル事例を先にお願ひします。モデル事例は、資料21ページになっております。これは、今申し上げた様々なガイドラインの中に、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」というものに掲

載されていたモデル事例です。一番下に出どころが書いてございますけど、この研究者の方によって発表されたガイドラインになっています。

これは、成年後見人による医療に関する意思決定支援の事例ということで、入院中に成年後見人やケアマネジャーの関わりが必要となった事例ということで、紹介されていまして。施設の事例ではないので、直接該当するという形ではないのですが、同様の類似事例ということで御紹介させていただきますので、ちょっと御意見をいただければと思います。

事例の内容を説明いたします。男性70歳、病状は脳梗塞。要介護2の方で、3年前よりサービス付き高齢者住宅に入居。入居前から成年後見人あり。きょうだいなどの親族の居所や連絡先が不明で、施設との契約や、ケアプランは成年後見人の支援を受けている。明け方に自室にて倒れているのに訪問介護員が気づき、救急要請。病院に搬送され保存的治療を受けたが、重度の意識障害が遷延している。

この場合に課題となりがちなこととして、4つ挙げられています。医療行為に関する意思決定の方法。治療後の転帰先や施設への再入所等の調整。入院中の日用品管理方法。死亡時の対応。

この事例の見立て・支援の方法としては、成年後見人は医療同意が困難であることを、A病院の医療チーム内で共有してもらおう。その上で、成年後見人より、御本人に関わりのあるケアマネジャーや訪問介護員などへ、意思決定支援に関与してもらおうように依頼。

②番が、治療後の転帰についても、①と同様にA病院の医療チームと協議していく。

③番目。金銭管理を行っている成年後見人と、A病院事務職員が協議し、病衣のリース、タオルを使用しても支払いが可能な額であること。紙おむつの月使用料が、考え得る最大量であったとしても、支払い可能であることを確認の上、使用することになった。

④番。A病院が、入院時に急変時の連絡先は成年後見人であることを確認。死亡後の葬儀社連絡や、死亡届について、成年後見人があらかじめAさんと話合いをして確認をしていた。

事例のポイントとしては、医療に関する意思決定には、入院前のかかりつけ医や医療・介護関係者の情報、成年後見人を含めた関係者が最善の選択を目指して、意思決定支援をすることが必要となる。医療機関側は、親類・血縁者がいない場合でも、患者の生活の歴史も含めて、最善の選択ができる話合いの場をつくっていくことが必要である。医療機関においては、身寄りのない方へ必要な医療が提供できるよう、あらかじめマニュアルの作成や医療機関内で協議できる場が必要となる。

こういうモデル事例なので、ガイドラインに沿ったモデル事例なので、ガイドライン上は、これが正解の対応だろうということになるかと思うのですが、実態はどうかということも含めまして、あるいは、これよりもっといい方法があるのかどうかということも含めまして、御意見をいただければと思います。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。3種類のアンケートと、あとはそれに関連して、ガイドラインから医療同意のところの事例について、御説明をいただきました。これについて、大変興味深い内容だったと

思いますけれど、委員の先生方から、御質問や御意見があったらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

アンケートのところは、結構、皆さんからすると、なかなかショッキングな内容に感じられたかもしれませんが、我々は、いつもこういったものをたくさん見ておりますので、大体こういった結果になるというふうな理解をしております。その中で、今も、皆さんは後見人に対する文句というか、苦情が多いとことだと思っておりますけれども、特に専門職に対しての。今、国のほうでも、苦情対応をどうしていったらいいのかというのを、ワーキング等で検討をして、どこかの段階で取りまとめをされると思いますので、それはそれで様子を見ることとして、幾つかの類型に分けて考えることが出来ると思います。

1つは誤解。要は、制度をよく知らないとか、そういった誤解に基づいて言われている苦情みたいなのがあります。それはやはり、きちんと研修とか、様々なことで誤解を解いていただくといったことが必要なのだらうと思います。

それから2つ目として、後見人側が全然駄目と、そういったケースも残念ながら、やはりあるということだと思います。そうした場合には、どこに苦情を言っていたらいいのかということ。今までですと、自治体や推進機関のほうから、家裁のほうに御相談というようなことはあったかと思いますが、今は家裁のほかにも、各専門職団体でも、自分たちが推薦した後見人については、そういった苦情について検討していこうという取組も、少しずつ進んでいると思います。どういった相談ルートがあって、どう対応していったらいいのかということを確認して、情報提供するというこ

とが必要なのだらうと思います。

3つ目としましては、包括とか推進機関、自治体に問題のあるケースというのも、あると認識しています。例えば、引継ぎが十分じゃないというのが一番典型的な内容で、先ほど、包括の役割は、選任したらもう外れる部署だという御説明がありましたけれど、やはりそれだとまずくて、きちんと引継ぎをしていただいて、しばらく並走というような期間も必要なんじゃないかなと思います。この引継ぎが不十分とか、あとは、後見制度に関する考えの不一致というのが、自治体とか専門職にあつて、例えばなんですけれど、自治体とか皆さんは、家族全体の、みんながよくなることが、やはり自治体の住民福祉としては重要だという考え方があるのですが、特に法律家後見人としては、その方の後見人ということなので、家族よりもその方を守るみたいな考え方があつたりして、そこが一致しないというようなことが結構あつたりしますね。そういった自治体側の問題と言いましたけれども、問題というよりは、誤解というか、考えの不一致というか、そういったところを調整するということが必要だと思います。

調整の方法としてよく行われているのは、やはりケース会議を、開いていただいて、問題だと言われている後見人と同じ職種専門職を、アドバイザーで入れていただく。そうすると、その専門職の気持ちも分かりますし、自治体も中立的な見方もできますので、一番説得力のある解決に結びつきやすいということが言われておりますので、少し御参考にしていただいたらと思います。

ほかに、皆さんからあつたらよろしくお願ひします。矢頭さん、お願ひします。

○矢頭副会長 今、八杖会長がおっしゃったところで、個々の事例の中で、こういった場面があったときに、どう対応するかといったところの仕組みづくりというのも1つ、中核機関としての仕組みづくりも必要かなど。これが先ほどの、チームの対策案の中に出てきている、バックアップ体制の明確化にもつながってくるのかなど。

1つは、そういった受皿に中核機関がなり、相談機関へ流す。もしくは、専門職団体へ引き継ぐ。もしくは、一定程度、仲裁的な整理をする場面を設けるなどのことが、考えられるのかなとは思いますが、でも、そういったところをやることによって、よりいいチームになっていく、いい後見事務を果たせるようになっていくというところがいいかなど。全く駄目というのでは、もうどうしようもないですけど、ちょっとした勘違いとか、知識不足、それからコミュニケーション不足、そういったところは改善を図っていけるのかなとは思えるので。本当は、思ったらやり取りすればいいのになんていうところはあるんですけど、なかなかできないといったところに、そこに何かクッションで入るところはありかなとは思っています。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。ほかは、先生方がいかがでしょうか。

そうしましたら、最後でガイドラインの話がありましたので、この件も含めてということにしたいと思いますけれど。こういう例もあるけれど、実際にはどうなのかというようなお尋ねがありましたけれど、大輪さん、いかがですかね。実際に医療同意が求められるような、こういうケースで、後見人として、こういうやり方でない、もっと平場的なやり方というか、そういった

ことの御経験などがありましたら御説明いただければと思いますけれど、いかがですか。

○大輪委員 やはり多くは、事前に確認をしておくという、後見人を選任したときに、あらかじめ本人の意向を確認しておくかということが大事ですね。まだまだ先のことだからとか、後見人の仕事の範疇じゃないからというのではなくチーム支援の一番大事なこととして、いざというときの対応をどうするか、医療の同意についてどうするかということを、本人と確認しておくということ。それを例えば本人が書いたものとか、エンディングノートとかを根拠にすると、医師も、そこで判断できるということがあるので、わざわざ医療同意のための会議を開かずともできるということは多くあります。前もって後見人がやる仕事とか、チームがやる仕事の中に、本人の意向の確認を入れておくことはとても大事なことだと思っています。

○八杖会長 ありがとうございます。この事例ですと、病院に医療チームがあると書いてありますが、矢頭先生、これは常に医療チームは病院に行くと、できているものなのでしょうか。

○矢頭副会長 どうでしょうか。主治医がいらっしゃって、そこから指示を受けた看護師さんがいらっしゃってというところで、我々は大体、看護師さんから主治医との面談をセッティングされて、主治医から病状説明を受けて、どうしますかっていったところに、治療に関する同意書を要求されるといったところですかね。

ですので、もしかしたらその前提に医療チームというのがあって、その中の窓口としてやっていらっしゃるのかもしれないですけども、でも、多くのお医者さんは、

やはり最近になって成年後見人が医療同意の権限がないということをお存じの方が、徐々に増えつつあるかなとは思っています。

脳梗塞という事例ですけど、どういう治療を行うかということについて同意を得るのかといったところで、もっと侵襲度合いが厳しいものであると、やはりなかなか難しくなってくるのですが、そうでないとなれば、治療によって本人の健康状態が向上していくというものであれば、必ずしも後見人は全く背を向けることもないのではないのかなとは思っています。

確かに権限として曖昧で、法制度がなく、後見人としてもどういう対応をしたらいいかというのは、もうそれぞれ個人の判断になっちゃっている部分ですので、かなり難しい論点なのですが、ただやはり本人の今後の治療の可能性、よくなる可能性というものを図っていくということであれば、後見人の役割は、あるのではないのかなと、私は思っていますけど。

○八杖会長 法定後見の場合は、もう能力が落ちてしまって、御自身で、先ほど、大輪さんが言われたような意思表示ができないケースなんかも多いと思いますので、そういったところに後見人が、ぽんと放り込まれていくというケースだと思うんですね。施設の方々は、後見人さんがやってくれるものだというふうに誤解されている方も多いと思うので、先ほど、大輪さんが言われたのとちょっと似ていますけれど、まだ、こういった問題が起きる前に、やはり医療同意権がないこととか、どうしようかということをしっかりお話ししておくことではないかと。それは、多分その段階では、病院には入っていないと思いますけれど、少なくとも後見人の立場からすると、

施設側の方も、皆さん支援チームの一員だっという認識を持っていただきたいですよ。後見人だけがお医者さんと話して決めるのではなくて、支援チームのメンバーだっという認識をもって、それで一緒にそういったことが起きた場合には、お話ししたとおりに病院に行って、御説明して、御理解いただけるお医者さんと、あるいは医療チームがあるところとないところと、いろいろあると思うのですが、こういったチームで決めるということをお説明して、場合によったらガイドラインをお医者さんにお示しして、それで、みんなはどうするかということをお相談、御本人のことをしっかり考えながらしていくということになるのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○大輪委員 そのとおりだと思います。

○八杖会長 なかなか、でもこのアンケート結果は面白くて、ぜひ病院にもアンケートしていただきたいなと思いました。

先ほど、病院の相談員向けに研修をしたという御報告もあったかと思えますし、病院からのつながりで、申立てにつながったというのも結構あると思うのですが、やはり医療機関の皆さんが、この成年後見制度とか、後見人の役割とか、よく御理解をいただけていなかったりとか、何かうまくコンセンサスが取れていないことが多いように、日頃から感じていますので、今の事例なんかも含めて、こういう形で身寄りのない方は対応していくということをお伝えただけだと、少しずつ、特養の方とかも動きやすくなっていくのではないかなとちょっと思いました。

ほかはいかがでしょうか。先生、ざっとお聞きして、何か、大丈夫ですか。

○高木委員 はい。

○八杖会長 では、時間の関係もございませんので、議題の3番までについては、以上とさせていただきますと思います。

では、引き続きまして、(4)その他というのがございますので、これは事務局のほうからお願いできますでしょうか。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。その他としては、資料の22、23ページに、地域連絡ネットワーク協議会の次第をつけてございます。今まで制度審査会で、このネットワーク協議会の御報告ができていませんでしたので、ここで改めて、2回やりましたということの御報告をさせていただきますと思います。

1回目は、5月31日にやりまして、こちらのほうでは、改めて私のほうからネットワーク協議会のことですとか、成年後見のことですとかを御説明させていただいて、意見交換をさせていただきました。意見交換につきましては、主にPRの方法とか、困っていることとか、そういうことについて意見交換をさせていただきました。

2回目のほうは、10月31日にやらせていただきまして、このときには、今、皆さんに資料としてお配りさせていただいたアンケートの結果につきまして、私のほうから説明するとともに、ケアマネジャーさんと、地域包括の方を、お一人ずつ呼びまして、意見交換をさせていただいたところです。

その中で、大変現場のほうから役立つような声も聞かれましたし、特にケアマネさんからは、アンケートの中身ほど、別に後見人さんのことが、すごく取っつきにくいとか、そういうふうには思っていないというような意見が出されたのと、逆に一番初めの1件目をやるときのハードルは高いですけれども、それを越えちゃうと、そこか

ら波及効果がすごいという話が聞けました。1人、後見人がつくことによって、その後見人に、じゃあ何でも聞いちゃおうということで、その人に聞いて、そこからどんどん、どんどん自分の力をつけていくというような効果が出ていますというような御報告がケアマネさんからありましたので、矢頭先生のお話によりまして、そういうところから、別のネットワークが生まれていますねというようなコメントを、大変お褒めの声をいただきました。

そういうことで、地域連携ネットワーク協議会につきましては、今後も引き続き、そういう多職種の意見交換ということを中心に、できるだけ誤解を解いて、一体化してやっていく方向に進めていきたいということで、メンバーの中身等も再検討しながらやっていきたいと考えてございます。

それと、報告したかったのは、エンディングノートの話が途中にも少し出ましたけれども、これを今、作成途中ですけれども、残念ながら一から全部うちで作るものではなくて、広告協賛型で作るものなので、うちの持ちページが12ページぐらいありますので、その中で、区の今回の構想としては、市販で売っているようなものを改めて作る必要はないだろうということで、やはり意思決定支援のベースとして役立つような、自分自身のナラティブ的なものを書いていただいて、それがいつか自分のために役に立つというようなことを、やはり記載してほしいなということと共に、今、生きている上でのこんな支援策があるのですよということを、さりげなくPRしていきたい。そこで、物すごく難しいものを出してしまうと、それは、そこでページを閉じられてしまいますので、本当の簡単な成年後見制度がありますよ、あんし

ん制度がありますよみたいなところと、包括もありますよっていうようなことと、生きる上でのサポートは、こういうがありますよということを変えながら、自分自身のことをちょっと書いていただいて、後半の部分は、もう元からあるものになると思いますので、通常どおりの財産のこととか、お墓のこととか、そういうことも当然必要な人もいますので、そういうものを交えて作りたいということで、今、構想を練っているところでございます。

それと最後に、次回の予定ですけれども、次回の制度審査会は、来年3月23日木曜日の午前10時から。これの場所は、区役所の8階を予定しています。来年、次回は千住じゃなくて、区役所の本庁舎のほうになりますので、お間違えがないようによろしくお願いいたします。

その他としての報告事項は以上になります。

○八杖会長 ありがとうございます。ちょっとだけ、すみません、延長していただいて、ネットワーク協議会のお話があったので、矢頭先生のほうで、もし補足というか、御感想というかいただけるとありがたいです。

○矢頭副会長 先ほど、笠尾係長がおっしゃったように、それほど何も思っていないという話もありましたけど、ずらっと専門職が並んでいるので、ちょっと気を使った意見かなというふうには、一応、控え目に思いました。

あと、あの会議はやはり成年後見制度の関連に関わっていただく、いろいろな団体なので、あまり専門職が前に出ていかないほうがいいなと思っています。いろいろな支えていただけるような職種、団体の方々が、いろんな意見を言いやすい場にしてい

くのが、一番いいかなと思っている次第です。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

それから、エンディングノートのお話もございましたが、これは、いつ頃出来上がってくるというか、案みたいない感じで。

○笠尾権利擁護推進係長 一応、計画では3月中に完成をさせたいということです。

○八杖会長 完成なのですね。そうすると審査会のほうでは、それを検討段階で目にする機会というのは、ちょっとないということですね。

○笠尾権利擁護推進係長 この時点では、中身は固まっていることになっているはずですけど。

○八杖会長 ほかの自治体でも、私は老い支度の支援とか、いろいろ講演とかで関わらせてもらっているんですけど、「老いじたく」や「終活」がテーマになると物すごい数の人が、市民の方が御参加されるのですね。関心が物すごく高いので、エンディングノートは、任意後見とかも関係してくると思いますから、もしよろしければ、少し公証人である高木先生にも御意見を聞いていただいて、充実したものを作っていたけるといいのかなと思っています。

○笠尾権利擁護推進係長 はい。

○八杖会長 では、今日も延長して申し訳ありませんでしたが、私から、司会を笠尾さんのほうにお返ししたいと思います。

○宮本課長 それでは、以上で第2回足立区成年後見制度審査会を終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

(閉 会)